

## 資料編



# 横浜市都市計画法施行細則

制定 昭和45年6月10日 規則第70号  
最近改正 令和7年3月5日 規則第9号

## (趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行については、法、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 削除

## (事前協議)

第3条 法第29条第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）若しくは法第35条の2第1項の許可を受けようとする者又は法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る開発行為が法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができる。

## (申請書及び添付図書の提出部数)

第4条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

2 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

## (開発行為許可申請書の添付図書)

第5条 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第2号に規定するものは、当該開発区域及びその周辺の土地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。以下同じ。）の写しを含むものとする。

2 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第3号に規定するものは、開発行為等施行同意証明書（第1号様式）、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

3 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第4号に規定するものは、設計者の資格に関する申告書（第2号様式）を含むものとする。ただし、市長が添付する必要がないと認める場合は、この限りでない。

4 市長は、開発許可を受けようとする者に、法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するかどうかを確認するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第2号様式の2）並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条第1項各号（同項第5号及び第7号から第12号までを除く。）並びに横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年3月横浜市規則第号）第11条第8項第6号から第21号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を提出させることができる。

5 市長は、法第33条第1項第12号及び第13号に規定する基準に適合することを証させるため、開発許可を受けようとする者に、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 申請者の資力及び信用に関する申告書（第3号様式）

(2) 申請者の資力及び信用に関する誓約書（第3号様式の2）

(3) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第3号様式の3）

(4) 第1号及び前号の申告書に記載した事項を証する書類

(5) 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものに限る。次号において同じ。）若しくは個人番号カード（同法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）の表面（個人番号が記載されていない面をいう。同号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(6) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの表面の写し又はこれらに類するものであって氏名

及び住所を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

**(設計説明書の様式)**

第6条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書（第4号様式）及び次に掲げる図面とする。

- (1) 実測図及び公図に基づく公共施設の新旧対照図
- (2) 公共施設の求積図

**(法第34条第13号の規定による届出書の様式)**

第7条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書（第5号様式）によるものとする。

**(開発行為の協議の申出)**

第7条の2 法第34条の2第1項の規定により市長と協議を行おうとする者は、開発行為協議申出書（第5号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

- (1) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- (2) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面
- (3) 省令第16条第2項に規定する設計説明書（第6条各号に掲げる図面を含む。）
- (4) 省令第16条第2項に規定する設計図
- (5) 省令第17条第1項各号に掲げる図書（第5条第1項から第3項までに規定する図書を含む。）
- (6) 第5条第4項に規定する法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するかどうかを確認するために市長が必要と認める書類
- (7) 第5条第5項第3号、第4号（第3号に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書（第5号様式の3）に同項に規定する開発行為協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

**(開発行為の許可または不許可の通知)**

第8条 法第35条第2項に規定する許可の通知は、開発行為の許可通知書（第6号様式）に、省令第16条第1項に規定する開発許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

2 法第35条第2項に規定する不許可の通知は、開発行為の不許可通知書（第7号様式）によって行なう。

**(特定工程等の通知)**

第8条の2 市長は、法第35条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可通知書を交付するとき又は第7条の2第3項若しくは第11条の2第4項の規定により書面を交付するときは、当該許可通知書に係る許可又は当該書面に係る協議に関する開発行為の規模が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第23条に定める規模に該当するかどうか及び当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項に規定する特定工程を含む工事に該当するかどうかを示した書面を、当該許可の申請をした者又は当該協議の申出をした者に交付するものとする。

**(開発許可を受けた者の工事現場における許可の表示等)**

第9条 開発許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識（別表第1）により、開発行為の施行について法に基づく許可があった旨を表示しなければならない。

- 2 前項の者は、その開発行為に関する関係図書を、その工事現場に備えておかななければならない。
- 3 開発許可を受けた者は、第1項に規定する標識及び前項に規定する関係図書に記載した事項を変更した場合には、速やかにその標識及び関係図書を訂正しなければならない。

**(法第35条の2第2項に規定する申請書等の様式)**

第10条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書（第8号様式）とする。

2 法第35条の2第1項の申請を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更許可申請書に変更後の設計説明書（第6条各号に規定する図面を含む。）を添えて提出しなければならない。

**(開発行為変更許可申請書及び開発行為変更協議申出書の添付図書)**

第10条の2 法第35条の2第2項に規定する申請書の添付図書については、第5条の規定を準用する。

**(開発行為変更許可申請書及び添付図書の提出部数)**

第10条の3 第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

**(開発行為の変更の許可又は不許可の通知)**

第10条の4 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の許可の通知は、開発行為の許可通知書に、第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の不許可の通知は、開発行為の不許可通知書によって行う。

**(法第35条の2第3項の規定等による届出の様式)**

第11条 法第35条の2第3項に規定する届出は、開発行為変更届出書（第9号様式）により行わなければならない。

2 開発許可を受けた者は、当該開発許可を受けた者又は設計者の住所若しくは氏名に変更があった場合には、前項に規定する開発行為変更届出書により届け出なければならない。

**(変更の協議の申出)**

第11条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により市長と変更の協議を行うおうとする者は、開発行為変更協議申出書（第9号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ第7条の2第1項に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて申し出るものとする。

2 前項の規定による変更の協議の申出を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更協議申出書の正本及び副本に、それぞれ変更後の設計説明書（第6条各号に掲げる図面を含む。）を添えて提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、開発行為変更協議申出書及びその添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

4 市長は、第1項の規定による変更の協議の申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書に同項に規定する開発行為変更協議申出書の副本及びその添付図書を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

**(工事着手等の届出)**

第12条 開発許可を受けた者は、その開発行為に関する工事に着手しようとするときは、現場管理者を定め、開発行為に関する工事着手届出書（第10号様式）に、次に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 第9条第1項の規定による標識（同条第3項の規定により訂正した場合には、訂正後のもの）の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。次号について同じ。）
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条の規定による標識の写真（同法第15条第2項の規定により同法第49条の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める図書

**(工程の届出等)**

第13条 市長は、開発許可を受けた開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）により覆われるものを除く。）を生じさせたとき（当該崖面の保護する措置を行う前に限る。）。

	(2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき（宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。）。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 道路工事	(1) 舗装工事を始めるとき。 (2) その他市長が必要と認める工程
6 貯水施設工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 底版の配筋を完了したとき。 (3) 床版の配筋を完了したとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
7 その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかの確認を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、そのつど工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

**(完了検査等)**

第13条の2 工事施行者は、法第36条第1項の規定による届出をしたときは、速やかに、開発行為に関する工事の施行状況報告書（第11号様式）に、開発行為に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

**(工事完了公告)**

第14条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、横浜市報に登載して行なう。

**(工事の廃止)**

第15条 市長は、開発許可を受けた者が開発行為に関する工事を廃止しようとする場合に、あらかじめ、廃止しようとする工事、廃止の理由、公共施設の機能の回復及び防災等の措置の状況について当該開発許可を受けた者に届け出させることができる。

**(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)**

第15条の2 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（第11号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、建築物特例許可通知書（第11号様式の3）に第1項に規定する建築物特例許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

4 第2項に規定する不許可の通知は、建築物特例不許可通知書（第11号様式の4）によって行う。

**(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)**

第15条の3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第11号様式の5）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 建築物等平面図
- (6) 建築物等立面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、予定建築物等以外の建築等許可通知書（第11号様式の6）に第1項に規

定する予定建築物等以外の建築等許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

- 4 第2項に規定する不許可の通知は、予定建築物等以外の建築等不許可通知書（第11号様式の7）によって行う。

#### **（建築物の新築等の許可の申請）**

第16条 法第43条第1項に規定する許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する許可の申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する添付図面又は書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、政令第36条第1項に規定する建築等の許可の基準に該当するかどうかを確認するため、前項の申請書に建築物又は第1種特定工作物の概要書（第12号様式）及び建築物の平面図又は第1種特定工作物の配置図及び立面図を添えさせるものとする。

#### **（省令第34条の許可申請の許可または不許可の通知）**

第17条 法第43条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

- 2 前項に規定する許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書（第13号様式）に、省令第34条第1項に規定する許可の申請書の副本及びその添付図面（前条第2項に規定する図面を含む。）又は書類を添えて行う。
- 3 第1項に規定する不許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書（第14号様式）によって行なう。

#### **（建築行為の協議の申出）**

第17条の2 法第43条第3項の規定により市長と協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書（第14号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

- (1) 省令第34条第2項に規定する図面  
(2) 第16条に規定する図書

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、新設協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議成立確認書（第14号様式の3）に同項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

#### **（許可に基づく地位の承継）**

第18条 法第44条の規定により、開発許可または法第43条第1項の許可を受けた者の地位を承継したものは、開発許可に基づく地位の一般承継届出書（第15号様式）または都市計画法第43条第1項の許可に基づく地位の一般承継届出書（第16号様式）に、承継したことを証する書類を添えて提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第5項第5号及び第6号（開発許可を受けた者の地位を承継した場合で、かつ、第12条に規定する開発行為に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあつては、第5条第5項第5号及び第6号並びに第12条第1号から第4号まで）に規定する書類を提出させることができる。

第19条 法第45条の規定により、開発許可を受けた者からその地位を承継しようとする者は、開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書（第17号様式）の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類  
(2) 前号に規定する書類の記載事項に誤りがないことを証する書類

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第5項各号（第12条に規定する開発行為に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあつては、第5条第5項各号及び第12条第1号から第4号まで）に規定する書類を提出させることができる。

#### **（法第45条の承継の承認または不承認の通知）**

第20条 市長は、前条第1項の規定により承認の申請があったときは、承認又は不承認の通知を行なう。

- 2 前条第1項に規定する承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書（第18号様式）に同項に規定する開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書の副本及びその添付書類を添えて行う。
- 3 第1項に規定する不承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書（第19号様式）によって行う。

#### **（開発登録簿の調書の様式）**

第21条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿（以下「登録簿」という。）は、開発登録簿調書（第20号

様式)及び図面とする。

**(登録簿の写しの交付)**

第22条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を求める者は、開発登録簿の写し交付申請書(第21号様式)を提出しなければならない。

**(許可等の台帳)**

第22条の2 市長は、開発許可、法第34条の2第1項の協議(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、法第35条の2第1項の許可、法第41条第2項ただし書の許可、法第42条第1項ただし書の許可及び同条第2項の協議並びに法第43条第1項の許可及び同条第3項の協議に係る事項を記載した台帳を作成するものとする。

**(省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書の提出部数)**

第23条 省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

**(省令第39条第2項第3号に規定する添付図書)**

第24条 省令第39条第2項第3号に規定する添付図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図
- (2) 縮尺200分の1以上の建築物の平面図
- (3) 2面以上の縮尺200分の1以上の建築物の立面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

**(法第53条第1項に規定する建築の許可または不許可の通知)**

第25条 法第53条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可又は不許可の通知は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可通知書(第22号様式)又は都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築不許可通知書(第23号様式)によって行う。

**(法第53条第1項の許可を受けた者の工事現場における許可の表示)**

第26条 前条に規定する許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第2)により、法第53条第1項に規定する許可があった旨を表示しなければならない。

**(都市計画事業地内における建築等の許可申請書及び添付図書の提出)**

第27条 法第65条第1項に規定する許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等の許可申請書(第24号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

- (1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図
- (2) 敷地内における建築物等の位置を表示する縮尺500分の1以上の位置図
- (3) 縮尺200分の1以上の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する許可申請書及び添付図書は、3部提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

**(都市計画事業地内における建築等の許可または不許可の通知)**

第28条 法第65条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可または不許可の通知は、都市計画事業地内における建築等の許可通知書(第25号様式)または都市計画事業地内における建築等の不許可通知書(第26号様式)によって行なう。

**(身分証明書の様式)**

第29条 法第27条第1項及び法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第27号様式)とする。

**(応急措置)**

第30条 開発許可を受けた者、工事施行者または現場管理者は、開発行為に関する工事によって災害を生じたときもしくは災害を生ずるおそれのあるときは、直ちに、応急措置を講じ、その旨を市長に報告しなければならない。

**(補則)**

第31条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を施行するため必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月規則第9号)

**(施行期日)**

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則の施行の日の前日までに都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の許可（法第34条の2第1項の規定により法第29条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた開発行為に関する手続については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(様式省略)

# 申請・届出の様式

## 都市計画法による開発許可制度で必要となる様式一覧表

		手続・様式名	掲載
法別記様式	第一	裁決申請書	—
	第二	開発行為許可申請書	○
	第三	資金計画書	○
	第四	工事完了届出書	○
	第五	公共施設工事完了届出書	○
	第六	開発行為に関する工事の検査済証	—
	第七	公共施設に関する工事の検査済証	—
	第八	開発行為に関する工事の廃止の届出書	○
	第九	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	○
細則様式	第1号	開発行為等施行同意証明書	○
	第2号	設計者の資格に関する申告書	○
	第2号の2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要	○
	第3号	申請者の資力及び信用に関する申告書	○
	第3号の2	申請者の資力及び信用に関する誓約書	○
	第3号の3	工事施行者の工事施行能力に関する申告書	○
	第4号	設計説明書	○
	第5号	既存の権利者の届出書	○
	第5号の2	開発行為協議申出書	○
	第5号の3	開発行為の協議成立確認書	—
	第6号	開発行為の許可通知書	○
	第7号	開発行為の不許可通知書	—
	第8号	開発行為変更許可申請書	○
	第9号	開発行為変更届出書	○
	第9号の2	開発行為変更協議申出書	○
	第10号	開発行為に関する工事着手届出書	○
	第11号	開発行為に関する工事の施行状況報告書	○
	第11号の2	建築物特例許可申請書	○
	第11号の3	建築物特例許可通知書	—
	第11号の4	建築物特例不許可通知書	—
	第11号の5	予定建築物等以外の建築等許可申請書	○
	第11号の6	予定建築物以外の建築等許可通知書	—
	第11号の7	予定建築物以外の建築等不許可通知書	—
	第12号	建築物又は第一種特定工作物の概要書	○
	第13号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書	○
	第14号	建築物の新設、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書	—
第14号の2	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書	○	

	第 14 号の 3	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議成立確認書	—
	第 15 号	開発許可に基づく地位の一般承継届出書	○
	第 16 号	都市計画法第 43 条第 1 項の許可に基づく地位の一般承継届出書	○
	第 17 号	開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書	○
	第 18 号	開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書	—
	第 19 号	開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書	—
	第 20 号	開発登録簿調書	—
	第 21 号	開発登録簿の写しの交付申請書	○
	別表 1	標識の様式	○
規 則 外 様 式		図書目次	○
		開発区域内の権利者一覧表	○
		私設道路の同意書	○
		開発行為施行区域内における建築物等の制限解除願	○
		理由書	○
		誓約書：モデルルーム（仮設事務所）	○
		地位の承継に関する承諾書	○
		贈与誓約書	○
		都市計画法第 43 条第 1 項の規定に基づく許可の建築計画変更についての届出書	○
		建築物の新築・改築又は用途の変更の取下届	○
		建築物の新築・改築又は用途の変更の廃止届	○
		建築概要の新旧対照表	○
		開発許可の要否に係る事前相談書	○
		開発行為（宅地造成又は特定盛土等）に関する工事に係る事前協議申出書	○
		開発行為（宅地造成又は特定盛土等）に関する工事の計画変更協議申出書	○
		開発行為における景観形成の設計書・景観形成植栽の計画書	○
		景観形成植栽の計画書	○
		転回広場（私設管理道路）の廃止同意書	○
		避難通路（私設管理）の廃止同意書	○
		開発行為に関する工事の許可申請書の取下届	○
	実務従事証明書	○	
	開発行為（宅地造成又は特定盛土等）に関する工事に係る定期報告・中間検査について（通知）	○	
	緊急連絡体制表	○	

※ 注意

- 1 様式のサイズは、全て A4 版としてください。
- 2 複数のページの様式は、両面で印刷してください。
- 3 これらの様式は、「都市計画法による開発許可の手引～資料編～」及び建築局宅地審査部ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/>



(備考)

- 1 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第 8 条第 1 項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 ※印のある欄は記載しないでください。
- 5 「法第 34 条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

# 資金計画書

## 1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額	摘 要
収 入	処 分 収 入		
	宅 地 処 分 収 入		
	そ の 他 の 処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	計		
支 出	用 地 費		
	工 事 費		
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	擁 壁 施 設 工 事 費		
	公 園 施 設 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	計		
財 源	自 己 資 金		
	借 入 金		
	計		

※ 本年度資金計画は、開発工事期間中に係る資金計画のみ記載してください。

財源が自己資金の場合には金融機関が発行する預金残高証明書、借入金の場合には借入先の資金融資証明書を添付してください。

なお、借入金の場合に融資元の預金残高証明書が必要になることがあります。

## 2 年度別資金計画

(単位 千円)

年度 科目		年	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	宅地処分収入						
	その他の処分収入						
	補助負担金						
	計						
借入金 の 借入先							

※ 年度別資金計画書は、開発工事期間中に係る資金計画のみ記載してください。

# 工事完了届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

(開発許可を受けた者)

届出者

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ( )

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（許可年月日番号  
年 月 日 第 開 号）が下記のとおり完了しました  
ので届け出ます。

## 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域  
又は工区に含まれる地域の名称  
区

※ 受付年月日番号	年 月 日 第 開 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- (注意) 1 ※印のある欄は記載しないでください。  
2 位置図及び土地利用計画図を添付してください。

# 公共施設工事完了届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

(開発許可を受けた者)

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ( )

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（許可年月日・番号  
年 月 日 第 開 号）が下記のとおり完了しました  
ので届け出ます。

## 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域  
又は工区に含まれる地域の名称 区
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日番号	年 月 日 第 開 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

(注意) ※印のある欄は記載しないでください。

## 開発行為に関する工事の廃止の届出書

		年	月	日
(届出先) 横浜市長				
住所 届出者（開発者）氏名				
(法人の場合は名称・代表者の氏名)				
電話 ( )				
都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事 (開発許可年月日番号・ 年 月 日 第 開 号) を次のとおり廃止しましたので届け出ます。				
1	開発行為に関する工事を 廃止した年月日	年	月	日
2	開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の名称	区	町	番
3	開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の面積	m <sup>2</sup>		
4	廃止の理由	(1) 変更許可に伴う廃止 (2) 事業計画の中止 (3) その他 ( )		
5	廃止時の工事状況	(1) 未着手 (2) 工事中 (工程 %)		
※ 処 理 欄			※ 受 付 欄	

- (注意) 1 許可通知書及び許可条件を添付してください。  
 2 ※欄は記入しないでください。

## 建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、 〔建築物〕の〔新築〕の許可を申請します。 〔第一種特定工作物〕の〔改築〕 〔用途の変更〕 〔新設〕 年 月 日 横浜市長 許可申請者 住所 氏名	※ 手数料欄
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他の必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること

開発行為等施行同意証明書

同意年月日 年 月 日  
 同意者（証明者）  
 住所  
 氏名 印

1 証明内容（同意内容）

私又は当法人は、私又は当法人が権利を有する次の土地又は建築物その他の工作物について、2の開発許可の申請者が、都市計画法の規定により2の開発行為を施行し、又は当該開発行為に関する工事を実施することに同意したことを証明します。

権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種別	適用

2 開発行為の概要等

開発許可の申請者	住所	
	氏名	
開発区域の含まれる地域の名称		

(注意)

- この証明書は、2の開発許可の申請者が、2の開発行為について都市計画法に基づく許可を受けるため又は協議のために、許可の申請書又は協議の申出書に添付し、横浜市に提出するものです。
- 「同意者（証明者）」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）」の欄は、土地1筆ごと又は建築物その他の工作物ごとに記入してください。
- 「権利の種別」の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を記載してください。
- 「開発許可の申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利の種別」の欄に記入した権利を有することを証する書類（土地又は建物の登記事項証明書等）及び同意者の印鑑証明書その他同意を得たことを証する書類を添付してください。

(A4)

第2号様式（第5条第3項）

（第1面）

設計者の資格に関する申告書

（申告先）  
横浜市長

都市計画法第31条又は宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告書作成年月日		年 月 日	
申告に係る資格の種別		<input type="checkbox"/> 都市計画法第31条に規定する設計者の資格（※開発区域の面積が1ha以上の開発行為に関する工事の場合） <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格（※宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行う場合、かつ、高さが5mを超える擁壁又は盛土若しくは切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置を行う場合）	
設計者 （申告者）	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		年 月 日
	住所		
	勤務先	商号又は名称	
所在地			
電話			

2 申告する設計者の資格（その1）

□学歴	種類	1 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学（専門職大学の前期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校	
		2 正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学（専門職大学の前期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校	
		3 土木又は建築に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科	
		4 都市計画又は造園に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科	
卒業年月日 又は在学期間		年 月 日卒業	年 月 日在学
□資格・免許	□技術士	二次試験の技術部門	部門
		合格日	年 月 日
	登録日	年 月 日	
□一級建築士	登録日	年 月 日	
□登録講習機関が行う講習の修了		年 月 日修了	

（A4）

## (第2面)

## 3 申告する設計者の資格 (その2)

土木又は建築の技術に関する実務の経験	勤務先の 商号又は名称	職務内容	期間	期間合計
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	年 月
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	

## 4 設計経歴

事業名称 (工事名称)	工事主の 氏名・商号・名 称	工事施行者の 氏名・商号・名 称	工事施行区域 の所在地	工事施行区域 の面積	許可等の番号 許可等年月日
摘要					
登録番号：					

(注意)

- 1 学歴、資格若しくは免許又は登録講習機関が行う講習の修了を証する書類を添付してください。
- 2 実務の経験を証する書類として、実務従事証明書を添付してください。

第2号様式の2（第5条第4項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要

盛土の高さ（最大）	m	
切土の高さ（最大）	m	
盛土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
盛土又は切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
盛土の土量	m <sup>3</sup>	
切土の土量	m <sup>3</sup>	
盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	
工事の内容	<input type="checkbox"/> 盛土、切土、鉄筋コンクリート造の擁壁、無筋コンクリート造の擁壁又は大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 間知石練積み造擁壁、大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁又は補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 地下車庫の建築工事 <input type="checkbox"/> 崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	
形質の変更に該当する工事	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ1m超の崖、切土高さ2m超の崖、盛土と切土高さ2m超の崖、盛土高さ2m超又は盛土と切土面積500m <sup>2</sup> 超） <input type="checkbox"/> 無（※「無」の場合は、以降の記入は不要です。）	
許可対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等	
盛土規制法上の土地の用途	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
定期報告が必要な規模の盛土・切土	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ2m超の崖、切土高さ5m超の崖、盛土と切土高さ5m超の崖、盛土高さ5m超又は盛土と切土面積3,000m <sup>2</sup> 超） <input type="checkbox"/> 無	
溪流等への該当	<input type="checkbox"/> ① 有：山間部における、河川の流水が継続して存する土地 <input type="checkbox"/> ② 有：山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 <input type="checkbox"/> ③ 有：①及び②の土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 <input type="checkbox"/> ④ 無	
集水地形への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地以外（工事着手後に地下水（湧水）についての調査要） <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地	
実施する地下水排除工等（※溪流等又は集水地形への該当が有の場合）	<input type="checkbox"/> 暗渠排水工 <input type="checkbox"/> 基盤排水層 <input type="checkbox"/> 水平排水層 <input type="checkbox"/> 仮設排水工	
法定中間検査	<input type="checkbox"/> 要（定期報告が必要な規模の盛土・切土に該当し、かつ、暗渠排水工を行う場合） <input type="checkbox"/> 不要	
擁壁の設置又は盛土に必要な地盤の許容応力度（最大値）	kN/m <sup>2</sup>	
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）	
備考		

## 第3号様式（第5条第5項第1号）

(第1面)

## 申請者の資力及び信用に関する申告書

(申告先)  
横浜市長

都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。

## 1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)	年	月	日
申請者 (申告者)	住所 氏名		

## 2 申告内容 (その1)

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)				
資本金の額	千円			
主たる取引銀行				
本店又は 主たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
納税額	年度	所得税	法人税	計
	年度	円	円	円

(注意)

「申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A4)

(第2面)

3 申告内容(その2)(※個人の場合は、第2面の記入及び添付は不要です。)

	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	役員の住所
法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	

(注意)

- 1 必要に応じて行を追加してください。
- 2 第2面に記入した内容を使用して、申請者の資力及び信用に関する誓約書(第3号様式の2)にて誓約した事項について市長が真偽を確認するために、警察及び関係行政機関に照会する場合があります。

## 4 申告内容 (その3)

従業員数	事務職		技術職		労務職		計	
	法人全体	人	人	人	人	人	人	人
横浜市内の支店又は従たる事務所	人	人	人	人	人	人	人	

主な技術者名	職名	氏名	年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等
			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	

主な宅造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	区域面積	許可等の番号 許可等年月日	着工年月 完了年月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 年 月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 年 月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 年 月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 年 月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 年 月

その他必要な事項

## 5 添付書類

- (1) 申請者が個人の場合にあつては、申請者の住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）若しくは個人番号カード（個人番号が記載されていない面に限る。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあつては、次の書類
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 役員（「第2面 法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者」に記入された者に限り、許可申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者を除く。）の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (3) 申告書の記載事項を証する次の書類
  - ア 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原則として前年度分のもの）
  - イ 上記アの証する書類に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）（法人の場合に限る。）
  - ウ その他申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

申請者の資力及び信用に関する誓約書

(提出先)  
横浜市長

申請者（誓約者）  
住所  
氏名



私又は当法人は、都市計画法第29条第1項の許可を受けるに当たって、同法第33条第1項第12号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）を含む。）又はこれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 都市計画法第29条第1項若しくは同法第35条の2第1項、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、同法第16条第1項、同法第30条第1項若しくは同法第35条第1項又は旧宅造法第8条第1項若しくは旧宅造法第12条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
  - (4) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅造法を含む。）に基づく擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から6か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から6か月を経過しない者を含む。）
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - (7) 法人の場合にあっては、その役員のうちに(2)、(3)、(4)又は(5)に該当する者があるもの
- 2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が都市計画法第29条第1項又は同法第35条の2第1項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。
- 3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

(注意)

- 1 「申請者」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 申請者の印鑑証明書を添付してください。

(A4)

第3号様式の3（第5条第5項第3号）

（第1面）

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

（申告先）  
横浜市長

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の開発行為に関する工事を完成するための能力について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日（提出年月日）	
工事施行者 （申告者）	住所 氏名

2 申告内容（その1）

法令による登録 （建設業法、宅地建物取引業法等）	
資本金の額	千円
主たる取引銀行	
本店又は 主たる事務所	所在地
	代表者の役職名
	代表者の氏名
	電話
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地
	代表者の役職名
	代表者の氏名
	電話

（注意）

「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

（A4）

## (第2面)

## 3 申告内容 (その2)

従業員数		事務職	技術職	労務職			計
	法人全体	人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所	人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名	年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
			歳	年			
			歳	年			
			歳	年			
			歳	年			
			歳	年			
主な開発行為に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	区域面積	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	年 月 月	
その他必要な事項							

## 4 添付書類

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業の許可を受けていることを証する書類
- (3) その他この申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条）

（第1面）  
設計説明書

1 開発区域、申請者、設計者及び設計の方針

開発区域に含まれる地域の名称			
申請者の氏名、商号又は名称			
設計者の氏名			
設計の方針	開発行為の目的	予定する建築物又は特定工作物の用途・戸数・棟数・階数等	
		種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他
	街区の構成	街区数	
		最大街区面積	m <sup>2</sup>
		最小街区面積	m <sup>2</sup>
		平均街区面積	m <sup>2</sup>
	公益的施設の整備の内容（ごみ収集場を除く。）		
備考			

2 開発区域の土地の現況

(1) 区域区分及び地域地区等

区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
用途地域	
その他の地域地区等	<input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 <input type="checkbox"/> 居住環境向上用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 特定用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 流通業務地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 都市再生特別地区
都市計画施設	
開発行為の妨げとなる建築物等	
備考	

(2) 地目別の面積（※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成）

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体					
	<input type="checkbox"/> 工区	工区名				
		工区面積	m <sup>2</sup>			
区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計
面積 (m <sup>2</sup> )						
割合 (%)						100.00

3 土地利用計画

(1) 土地利用区分別の面積（※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成）

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体				
	<input type="checkbox"/> 工区	工区名			
		工区面積	m <sup>2</sup>		
区分	住宅用地	住宅以外の建築物用地	特定工作物用地	公益的施設用地	
				ごみ収集場用地	その他
面積 (m <sup>2</sup> )					
割合 (%)					
区分	公共施設用地			その他	計
	道路用地	公園・緑地・広場用地	その他		
面積 (m <sup>2</sup> )					
割合 (%)					100.00

(A4)



（表）

## 既存の権利者の届出書

年 月 日

（届出先）  
横浜市長

届出者 住 所  
（フリガナ）  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

1	届出をしようとする者の職業 （法人の場合は、その業務の内容）	
2	土地の所在、地番、地目及び地積	番地 m <sup>2</sup> （農地転用許可年月日番号 ）
3	権利を有していた目的	
4	権利の種類と内容	所有権・所有権以外の権利（ ）
5	その他必要な事項	
※ 受付 処理 欄		

- （注意）
- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
  - 2 この届出書は、2部提出してください。
  - 3 裏面をよく読んで記載してください。

(裏)

- 1 この届出は、神奈川県知事の告示により市街化調整区域が決定された際（以下「告示の日」という。）、自己の居住又は業務の用に供する目的で土地の所有権や土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた人だけができます（この土地が農地や採草放牧地である場合は、告示の日までに農地法による農地転用許可を得ていた人に限ります。）。
- 2 分譲又は賃貸のための住宅の建設や宅地の造成並びに貸事務所、貸店舗等は、「1」の「自己の業務の用に供する」に該当しません。したがって、この届出をすることができません。
- 3 この届出は、告示の日から6箇月以内にし、この届出をした人が開発行為又は建築をしようとするときは、告示の日から5年以内に都市計画法に規定する許可を得て施行することが必要です。また、建築工事に着工する前に建築基準法による確認も受けなければなりません。
- 4 この届出をした人が開発行為又は建築をしようとするときは、許可申請書に、自己の居住又は業務の用に供する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類（土地の登記事項証明書、所有権以外の権利を証する書類、農地転用許可書等）を添えなければなりません。  
この場合において、届出書の記載事項と相異すると許可を受けることかできないことがありますので、注意してください。
- 5 この届出書は、受付処理をしたのち1部を届け出た人に返しますが、5年以内の開発行為又は建築を行うときに必要な場合がありますので、大切に保管してください。
- 6 この届出書に記載するときは、次のことに注意してください。
  - (1) 「1」の職業は、理容業、クリーニング業、印刷業、一般製材業、自動車部分品製造業、セメント卸売業、菓子・パン小売業、食堂、大工、経理事務員などと、できるだけ具体的に記載してください。
  - (2) 「2」の地目及び地積は、土地の登記事項証明書の登記に基づいて記載し、地目は、田、畑、宅地、山林、原野等の区分によってください。
  - (3) 「3」の「権利を有していた目的」欄の目的は、「自己の居住用」か「自己の業務用」かをはっきり示してください。業務用の場合は、業務内容を詳しく記載してください。
  - (4) 「4」の「権利の種類と内容」欄の権利の種類には、所有権、地上権、借地権及び使用貸借による権利を、権利の内容には、所有権以外の権利の場合、契約の相手方、権利の取得年月日、権利の存続する期間及び契約期限等を記載してください。

（表）

# 開発行為協議申出書

年 月 日

（申出先）  
横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

電話 ( )

都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区		
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup>		
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話	( )
	5 設計者住所氏名	住所 氏名	電話	( ) (申告番号 )
	6 工事着手予定年月日	年 月 日	(同意の日から 日以内)	
	7 工事完了予定年月日	年 月 日	(同意の日から 箇月以内)	
	8 法第34条の該当する号及び該当する理由			
	9 その他必要な事項			
※ 開発登録簿の番号				
※ 年月日照合済	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり		※ 受付番号
※ 申出者印	※ 協議成立年月日及び協議成立番号	年 月 日	第 号	

(裏)

- (注意)
- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
  - 2 「法第 34 条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載してください。
  - 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

# 開発行為変更許可申請書

（申請先）

年 月 日

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電 話 （            ）

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

変更許可申請事項の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区		
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup>		
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施行者	住 所 氏 名	電 話 （            ）	
	5 法第34条の該当する号及び該当する理由			
	6 その他必要な事項			
その他の事項	7 設計者住所氏名	住 所 氏 名	電 話 （            ）	
開発許可の元許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 開 号		
変更の理由				
※ 開発登録簿の番号				
※ 年 月 日 照 合 済	※ 許可に付けた条件	別紙条件のとおり	※ 受付番号	※ 手数料欄
※申請者印	※ 許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 変 号	

(裏)

開発許可を受けた 開発区域の面積 ㎡	変更申請をしている 開発区域の面積 ㎡
変 更 項 目 の 具 体 的 内 容	

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載してください。
- 3 「法第 34 条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記載してください。
- 4 「変更許可申請事項の概要」は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

# 開発行為変更届出書

年 月 日

（届出先）  
横浜市長

住 所

届出者 氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （ ）

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日横浜市 指令第 号	
2 変更の理由		
3 変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

（注意）変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

（表）

# 開発行為変更協議申出書

年 月 日

（申出先）  
横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

電話 ( )

都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更の協議を申し出ます。

変更協議申出事項の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区	
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup>	
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話 ( )
	5 法第34条の該当する号及び該当する理由		
	6 その他必要な事項		
その他の事項	7 設計者住所氏名	住所 氏名	電話 ( ) (申告番号 )
開発協議の元同意年月日及び同意番号		年 月 日 第 号	
変更の理由			
※ 開発登録簿の番号			
※ 年月日 照合済	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり	※ 受付番号
※ 申出者印	※ 協議成立年月日及び協議成立番号	年 月 日 第 変 号	

(裏)

同意を受けた 開発区域の面積	変更申出をしている開 発区域の面積
変 更 項 目 の 具 体 的 内 容	

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「法第34条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記載してください。
- 3 「変更協議申出事項の概要」の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

開発行為に関する工事着手届出書

(提出先)  
横浜市長

都市計画法第 29 条第 1 項の許可 (同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。) を受けた開発行為に関する工事に着手するため、横浜市都市計画法施行細則第 12 条の規定により、工事着手届出書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、現場管理者、開発区域、工事に係る許可及び工期等

提出年月日	年 月 日	
開発許可を受けた者 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	
工事施行者	住所	
	氏名	
	電話	
現場管理者	所属する法人の名称	
	所属する法人の所在地	
	氏名	
	所属する法人の電話	
現場管理者の電話		
開発区域に含まれる地域の名称		
許可 (協議成立) 年月日 (変更許可 (協議成立) 年月日)	年 月 日 ( 年 月 日)	
許可 (協議成立) 番号 (変更許可 (変更協議成立) 番号)	指令第 指令第	号 号)
工事の着手年月日	年 月 日	
工事の完了予定年月日	年 月 日	
備考		
		受付欄

2 添付図書

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 横浜市都市計画法施行細則第 9 条第 1 項の規定に基づき設置した標識 (同条第 3 項の規定により訂正した場合には訂正後のもの) を当該標識の設置状況及び当該標識に記載された事項を確認できるように撮影した写真
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 11 号様式（第 13 条の 2）

開発行為に関する工事の施行状況報告書

(提出先)  
横浜市長

横浜市都市計画法施行細則第 13 条の 2 の規定により、開発行為に関する工事の施行状況報告書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年	月	日
開発許可を受けた者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
開発区域の含まれる地域の名称				
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)		年	月	日
		(	年	月
		日)		
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)		(	指令第	号
			指令第	号)
工事着手年月日		年	月	日
工事完了年月日		年	月	日
備考				
				受付欄

2 添付図書

- (1) 開発行為に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が都市計画法第 33 条第 1 項に規定する基準に適合しているかどうかについて  
検査するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

# 建築物特例許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 41 条第 2 項のただし書の規定による建築物の建築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令 第 開 号	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番		
定められた制限の内容		
建築物の用途		
許可を受ける具体的内容		
申請の理由		
※許可年月日及び許可番号	年 月 日 横浜市 指令 第 特 号	
※許可条件		
その他必要な事項	※受付欄	※手数料欄

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。

## 予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 42 条第 1 項のただし書の規定による予定建築物等以外の建築物 (特定工作物) の新築・改築・用途の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発許可の年月日及び番号	年	月	日	
	横浜市	指令	第	開 号
土地の所在及び地番				
予定建築物の用途				
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途				
都市計画法第 34 条の該当する号及び理由				
新築・新設・改築・用途の変更の理由				
※許可年月日及び許可番号	年	月	日	
	横浜市	指令	第	号
※許 可 条 件				
その他必要な事項	※受付欄	※手数料欄		

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。



# 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第1種特定工作物の新設協議申出書

年 月 日

（申出先）  
横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

電話 ( )

都市計画法第43条第3項の規定による

{
建 築 物  
第 1 種 特 定  
工 作 物
}
 の
 新 改 築  
用 途 の 変 更  
新 設
}
 の協議を申し出ます。

1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記事及びその理由	
5	そ の 他 必 要 な 事 項	
※	受 付 番 号	年 月 日 第 号
※	協 議 成 立 に 当 た っ て 付 け た 条 件	別 紙 条 件 の と お り
※	協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号

- （注意） 1 ※印のある欄は、記載しないでください。  
 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

## 開発許可に基づく地位の一般承継届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

住 所  
承継人 氏 名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 44 条の規定に基づき、開発許可を受けた者の地位を承継しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日横浜市 指令第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在）	区
3 被承継人の住所、氏名及び承継人との続柄	住所 氏名 続柄
4 承継年月日	年 月 日
5 承継の原因	
※ 受付 処理 欄	

(注意)

- 1 ※印のある欄は記載しないでください。
- 2 承継の原因が法人の合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍（又は除籍）謄本及び承継を証する書類を、それぞれ添えてください。

## 都市計画法第43条第 1 項の許可に基づく 地位の一般承継届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

承継人 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 44 条の規定に基づき、同法第 43 条第 1 項の許可を受けた者の地位を承継しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日横浜市 指令第 号
2 宅地の所在及び地番	区
3 被承継人の住所、氏名 及び承継人との続柄	住所 氏名 続柄
4 承 継 年 月 日	年 月 日
5 承 継 の 原 因	
※ 受 付 処 理 欄	

- (注意) 1 ※印のある欄は、記載しないでください。  
 2 承継の原因が法人の合併の場合は、合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍（又は除籍）謄本及び承継を証する書類を、それぞれ添えてください。

# 開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第 45 条の規定により、当該開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

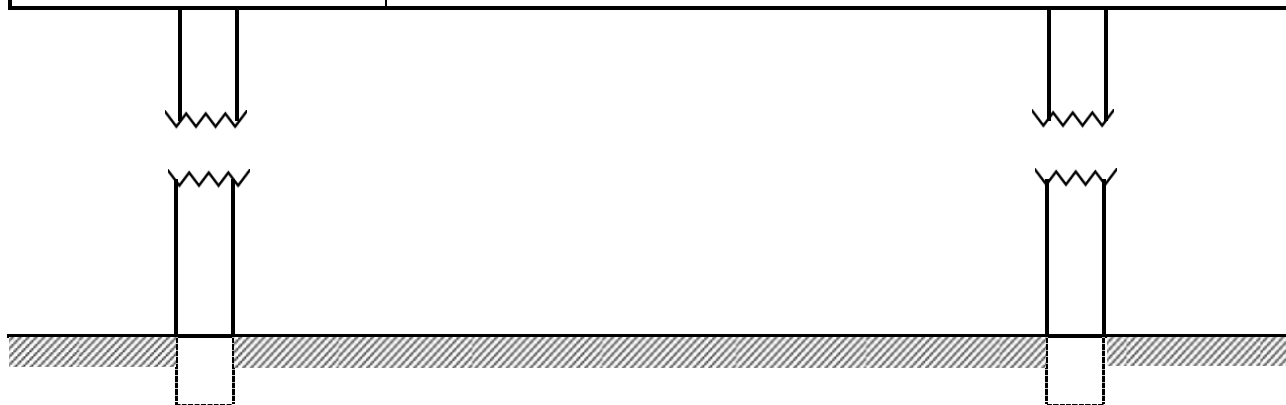
1	許可年月日及び番号	年 月 日横浜市	指令第	号
2	開発区域に含まれる地域の名称	区		
3	被承継人の住所、氏名	住所 氏名		
4	権原を取得した年月日	年 月 日		
5	承継承認申請の理由			
※	承認の際の付記事項	別紙のとおり		
※	承認年月日番号	年 月 日横浜市	指令第	号
※	受付処理欄	※	手数料欄	

（注意）

- ※印のある欄は、記載しないでください。
- 工事施行の妨げとなる権利を有する者の同意書、印鑑登録証明書並びに被承継人の承諾書及び印鑑登録証明書等を添えてください。

別表第1（第9条第1項）

都市計画法による開発行為許可済	
許可年月日・番号	年 月 日 横浜市 指令第 号
許可を受けた者の住所、氏名	
工事施行者住所、氏名	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者氏名	



(注意)

この標識は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しないような材料、構造により作製してください。

縦 80 センチメートル以上  
横 90 センチメートル以上  
足の長さ 80 センチメートル以上

## 図書目次（その1）

分類	番号	書類	添付	備考
目次	1	図書目次（その1）（規則外様式）		
設計	2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市施行細第2号様式の2）		
	3	設計説明書（第1面・第2面）（市施行細則様式第4号）		
公共施設等に関する同意・協議書	4	開発行為に伴う道路の帰属に関する同意・協議書		
	5	開発行為に伴う公共施設（下水道施設等）に関する同意・協議書		
	6	開発行為に伴う公共施設（公園等）等に関する協議同意書		
	7	開発行為に伴う消防に関する同意・協議書		
	8	私設道路の同意書等（土地の登記事項証明書、印鑑証明書）		
	9	開発行為に伴う給水施設設置の同意書		
	10	開発行為に伴うごみ収集場の設置に関する協議・同意書		
	11	その他の協議書		
申請者の資力及び信用	12	申請者の資力及び信用に関する申告書（市施行細則第3号様式）		
	13	申請者の資力及び信用に関する誓約書（市施行細則第3号様式の2）及び印鑑証明書		
	14	資金計画書（省令別記様式第3）		
	15	申請者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し		
	16	申請者の法人の登記事項証明書		
	17	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し		
	18	納税証明書（その1）		
	19	貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）		
	20	金融機関が発行する申請者の預金残高証明書		
	21	金融機関等が発行する申請者への融資証明書		
	22	融資元の印鑑証明書		
	23	融資元の預金残高証明書		
	24	住民税の納税証明書又は源泉徴収票等		
	25	法人の成立から最新月までの法人税申告のための基礎資料		
26	その他（ ）			
工事施行能力	27	工事施行者の工事施行能力に関する申告書（市施行細則第3号様式の3）		
	28	工事施行者の法人の登記事項証明書		
	29	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明（確認）書の原本		
	30	国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したものの		
	31	その他（ ）		
設計者の資格	32	設計者の資格に関する申告書（市施行細則第2号様式）		
	33	卒業証書の写し、卒業証明書の写し又は在学期間を証する書類		
	34	一級建築士免許の写し又は一級建築士登録証明書の写し		
	35	技術士二次試験合格証の写し又は技術士二次試験合格証明書の写し		
	36	登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類		
	37	実務従事証明書（規則外様式）		
	38	その他（ ）		
土地所有者等	39	開発区域内の権利者一覧表（規則外様式）		
	40	開発行為等施行同意証明書（市施行細則第1号様式）		
	41	土地・建物の登記事項証明書等		
	42	印鑑証明書		
	43	その他（ ）		
34条	44	法第34条各号の審査に必要な図書（市街化調整区域のみ）		

## 図書目次（その2）

分類	番号	書類	添付	備考
目次	1	図書目次(その2)（規則外様式）		
図面	2	開発区域位置図		
	3	現況図		
	4	土地利用計画図		
	5	造成計画平面図		
	6	造成計画断面図		
	7	排水施設計画平面図		
	8	給水施設計画平面図		
	9	道路計画平面図		
	10	道路標準横断面図		
	11	公園施設計画平面図		
	12	消防水利位置図		
	13	崖の断面図		
	14	擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図		
	15	擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図		
	16	擁壁の構造図		
	17	排水施設の構造図		
	18	貯水施設の構造図		
	19	求積図及び求積表		
	20	公図の写し		
	21	公図に基づく公共施設の新旧対照図		
	22	その他（ ）		
	23	その他（ ）		
	技術的基準	24	地盤調査その他の調査又は試験の結果をまとめた書類	
25		擁壁の構造計算書		
26		崖面崩壊防止施設の構造計算書		
27		地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
28		国土交通大臣の認定に係る書類		
29		深層混合処理での地盤改良（柱状改良）に係る計算書		
30		令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）又集水地形に該当するかを調査した結果をまとめた書類		
31		盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
32		写真を撮影した箇所を示した図面		
33		擁壁用透水マット協会の認定証、設計・施工要領及びカタログ		
34		浅層混合処理又は地盤の置換での地盤改良又はに係る計算書等の書類		
35		予定する建築物（地下車庫を含みます。）に係る書類（平面図、立面図、断面図、仕上表、面積表、構造計算書）		
36		公共施設用地等の境界に係る調査資料（道路水路境界調査図等）		
37		防災計画書		
38		暗渠排水工に係る排水施設の設計書		
39		ごみ収集場（付近見取図、配置図、立面図）		
40		樹木の保存・表土の保全に関する計画書		
41		都市計画の位置決定線の位置確認図面（申請図）		
42		景観形成計画平面図		
43		景観形成計画断面図		
44		景観形成植栽の求積図及び求積表		
45		景観形成植栽の計画書		
46		その他（ ）		
47		その他（ ）		



# 私設道路の同意書

開発者 住 所

氏 名

様

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、私が管理する私設道路に、申請図書のとおり、道路を接続し又は道路に接して開発行為を行うことに同意します。

年 月 日

同意者 住 所

氏 名

㊞

(同意者が自署してください。)

私設道路の所在 (既存道路の所在)	横浜市 区
----------------------	-------

※ 同意を得たことを証する書類として、当該土地の登記事項証明書及び印鑑登録証明書が必要になります。

# 開発行為施行区域内における建築物等の制限解除願

年 月 日

横浜市長

開発者の住所  
氏名

本開発行為は、現在施行中ですが、別紙理由書のとおり  
建築物を建築 する必要  
特定工作物を建設

があり、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき解除を受けたいので、次のとおり申請  
します。

許 可 番 号	第 開 号
許 可 年 月 日	年 月 日
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	区
開 発 面 積	m <sup>2</sup>
予 定 建 築 物 等 の 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: ) <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途: )
今 回 申 請 等 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )
前 回 ま で の 建 築 制 限 解 除 内 容 等	年 月 日 横浜市 指令 号 において <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途: )

- 1 添付書類 誓約書（仮設事務所の建築を目的とする場合）・理由書・位置図・土地利用計画図（今回申請部分－赤色、前回までの申請部分－青色）・制限解除願をする建築物の平面図
- 2 敷地が複数の場合は一覧表を添付してください。

# 理 由 書

年 月 日

横浜市長

開発者住所

氏名

建築主住所

氏名

第 開 号による開発行為の許可は、都市計画法第 36 条第 3 項の規定による工  
事  
の完了公告がなされていませんが、次の理由のとおり  
建築物を建築  
する必要が  
特定工作物を建設

ありますので、同法第 37 条第 1 号の規定に基づき解除願います。

- 1 遊水池等・雨水流出抑制施設と予定建築物の構造が一体のため
- 2 予定建築物の壁が土留を兼ねるため
- 3 新設擁壁が予定建築物の基礎と近接するため
- 4 公益上必要な建築物を建築するため
- 5 第二種特定工作物の建設するため
- 6 販売用のモデルルーム（仮設事務所）を建築するため

(注意) 該当する理由に○をつけてください。なお、その他の場合は具体的な理由を書  
いてください。

# 誓 約 書

年 月 日

横浜市長

開発者住所

氏名

建築主住所

氏名

第 開 号による開発行為の許可の施行区域内に建築する共同住宅の販売用のモデルルーム（仮設事務所）については、次のことを誓約します。

- 1 当該建築物は、建築基準法に基づく検査済証の交付を受け、かつ、市長の承認を受けた後に使用します。
- 2 当該建築物の使用にあたっては、開発行為に関する工事によって設置される給排水施設を使用しません。
- 3 土地利用を図る区域と、開発行為に関する工事を行っている箇所は仮囲いで分離をして、利用者の安全を図ります。
- 4 当該建築物は都市計画法第 36 条第 1 項の規定による工事の完了届を行う前に除却します。

## 地位の承継に関する承諾書

年 月 日

横浜市長

被承継人（旧開発者） 住 所  
氏 名 ㊦  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話 ( )

次のとおり、開発許可に基づく地位の承継について承諾します。

- 1 許可を受けた開発行為の許可年月日及び許可番号

年 月 日

横浜市 指令 第 開 号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称及び開発区域の面積

区

m<sup>2</sup>

- 3 承継人（新開発者）の住所及び氏名

住 所

氏 名

# 贈 与 誓 約 書

(あて先)  
横浜市長

年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

㊟

(乙) 住 所

氏 名

㊟

次の不動産については、甲は乙に対して贈与することを誓約します。

なお、贈与するまでの期間は、甲は乙に建築物の敷地として利用することを了承します。

不動産の表示

土地の所在			
地 番			
地 目			
面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- (注意) 1 この誓約書は、許可申請書に添付してください。  
2 甲、乙の印鑑登録証明書(3カ月以内のもの)各1通を添付してください。  
3 地番の一部を使用する場合には、「…番の一部」と明記してください。  
4 地番ごとに地目及び地籍を記入してください。

# 都市計画法第43条第1項の規定に基づく 許可の建築計画変更について（届出）

年 月 日

（届出先）

横浜市長

届出者 氏 名

次の理由により標記に関する変更を、次のとおり届け出ます。

- 1 届出地 区
- 2 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 3 変更理由（具体的に）
- 4 変更事項 別添図参照（変更箇所を赤色表示）
- 5 計画概要

	変 更 前	変 更 後
建 築 主		
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積		
延床面積		
建ぺい率	%	%
容 積 率	%	%
構 造		
階 数	階	階
軒 高	m	m
最 高 高	m	m

（注意）※印のある欄は、記載しないでください。

# 建築物の新築・改築又は用途の変更申請の取下届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により申請をした

新 築

建築物の 改 築 に係る行為を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

用途変更

1 申請年月日及び申請番号	年 月 日 第 号
2 申請に係る土地の所在、 地番、地目及び面積	m <sup>2</sup>
3 取 下 の 理 由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) ※印のある欄は、記載しないこと。

## 建築物の新築・改築又は用途の変更の廃止届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により許可を受けた

新 築

建築物の 改 築 に係る行為を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

用途変更

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る土地の所在、 地番、地目及び面積	m <sup>2</sup>
3 廃 止 の 理 由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) ※印のある欄は、記載しないこと。

## 建築概要の新旧対照表

	変 更 前	変 更 後	倍率 (※)
建 築 主			—
建築用途			—
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建ぺい率	%	%	—
延床面積 (容積率対象面積)	( m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> )	
容 積 率	%	%	—
高 さ	m	m	—
軒 高	m	m	—
構造・階数	造 階	造 階	—

(※) 倍率=変更後/変更前

開発許可の要否に係る事前相談書

(提出先)  
横浜市長

次の計画について、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可の要否に係る相談書を提出します。

1 相談の概要

提出年月日		年 月 日		
相談者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
相談に係る計画の概要	区域の所在地及び地番			
	区域の面積			m <sup>2</sup>
	盛土又は切土をする土地の面積 ※ 区域の面積が 500m <sup>2</sup> を超える場合に記入	① 全体		m <sup>2</sup>
		② ①のうち、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない部分		m <sup>2</sup>
		③ 許可要否判断用 (①-②)		m <sup>2</sup>
予定建築物の用途・工事の目的				
備考				
受付番号		第	号	

2 添付図書

- (1) 位置図  
※ 区域の境界を赤色で示すこととします。(2)から(5)の図面も同じ。
- (2) 現況図  
※ 従前の土地利用が行われていたときの地盤面を示すこととします。  
※ 区域及びその周辺の土地の境界、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状を示すこととします。(3)から(5)の図面も同じ。
- (3) 土地利用計画図
- (4) 造成計画平面図  
※ 現況図と重ね合せた図面とし、盛土を行う土地の部分を赤系色に、切土を行う土地の部分を黄系色に着色することとします。(5)の図面も同じ。  
※ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない盛土又は切土をする土地の範囲を盛土及び切土それぞれの同系色のハッチングで示すこととします(盛土又は切土をする土地の面積が 500m<sup>2</sup>を超える場合。)(5)の図面も同じ。
- (5) 造成計画断面図  
※ 盛土又は切土により生ずる崖の高さ及び盛土の高さを示すこととします。
- (6) 相談に係る区域及び盛土又は切土をする土地の面積の求積図及び求積表  
※ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をする土地の求積図及び求積表を含みます(盛土又は切土をする土地の面積が 500m<sup>2</sup> を超える場合。)
- (7) 公図の写し(原本)
- (8) 土地の登記事項証明書(原本)
- (9) 現況写真
- (10) その他市長が必要と認める書類

(注意)

- 1 「相談者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあつては商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。
- 4 法務省の登記情報提供制度(登記情報提供サービス)により出力したものは、添付書類の(7)公図の写し及び(8)土地の登記事項証明書として使用することはできません。
- 5 この事前相談書に係る許可の要否の回答は、口頭により行います。
- 6 この事前相談書の内容は、必要に応じて指定確認検査機関及び関係行政機関に提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

受付欄

(A 4)

**開発行為（宅地造成又は特定盛土等）に関する工事に係る事前協議申出書**

（申出先）  
横浜市長

横浜市都市計画法施行細則第3条の規定により、開発行為に関する工事が都市計画法第33条第1項（宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項）に規定する基準（雨水その他の地表水を集水する排水施設及び盛土又は切土した地盤内の排水施設以外の排水施設に係る基準を除く。）に適合しているかどうかについての事前協議を申し出ます。

申出年月日（提出年月日）		年	月	日
開発行為をしようとする者（申出者）	所在地			
	名称			
	代表者			
	電話			
設計者	住所			
	氏名			
	電話			
開発区域に含まれる地域の名称				
開発区域の面積		m <sup>2</sup>		
予定建築物等の用途				
その他必要な事項				
受付番号		第	号	
				受付欄

（注意）

- 1 「開発行為をしようとする者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。
- 3 次の書類を添付してください。
  - (1) 委任状
  - (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市施行細第2号様式の2）
  - (3) 図書目次（その2）（規則外様式）
  - (4) 「都市計画による開発許可の手引 手続編 第3章 第1節 2(2)及び(3)」の表に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

（A4）

### 開発行為（宅地造成又は特定盛土等）に関する工事の計画変更協議申出書

（申出先）  
横浜市長

横浜市都市計画法施行細則第3条の規定により、開発行為に関する工事の計画変更が都市計画法第33条第1項（宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項）の基準（雨水その他の地表水を集水する排水施設及び盛土又は切土した地盤内の排水施設以外の排水施設に係る基準を除く。）に規定する基準に適合しているかどうかについての事前協議を申し出ます。

申出年月日（提出年月日）	年	月	日
許可申請者 （申出者）	住所		
	氏名		
	電話		
設計者	住所		
	氏名		
	電話		
開発区域に含まれる地域の名称			
開発区域の面積	m <sup>2</sup>		
許可（協議成立）年月日 （変更許可（協議成立）年月日）	年	月	日 ( 年 月 日)
許可（協議成立）番号 （変更許可（変更協議成立）番号）		指令第	号 ( 指令第 号)
変更の理由			
その他必要な事項			
受付番号	第	号	
			受付欄

（注意）

- 1 「許可申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。
- 3 次の書類を添付してください。
  - (1) 委任状
  - (2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市施行細第2号様式の2）
  - (3) 工事の計画の変更の内容を示した書類
  - (4) 「都市計画による開発許可の手引 手続編 第3章 第1節 2(2)及び(3)」の表に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類のうち、その内容が変更されるもの

（A4）

## 開発行為における景観形成の設計書

1	開発者の住所及び氏名	電話 ( )					
2	設計者の住所及び氏名	電話 ( )					
3	開発区域が含まれる地域の名称	区					
4	開発区域面積	㎡					
5	のり法の高さ	ア 道路沿い	メートル～	メートル			
		イ 道路沿い以外	メートル～	メートル			
6	適切な植栽が行われる土地の面積	㎡	（開発区域面積の %）				
7	その他必要な事項						
※	開発行為（宅地造成又は特定盛土等）に関する工事に係る事前協議申出書の受付年月日・番号	年	月	日	第	協	号
※	横浜市開発事業等の調整等に関する条例の番号	第	宅開計	号			
※	受付処理欄						
添 付 図 書 1 景観形成植栽の計画書 2 土地利用計画図 3 景観形成計画平面図 4 景観形成計画断面図 5 景観形成植栽の求積図及び求積表							

(注意) 1 ※印には記入しないでください。

2 「適切な植栽が行われる土地の面積」の数値は、「添付図書4 景観形成植栽の計画書」における「適切な植栽が行われる土地の面積の合計」の数値とします。

## 景観形成植栽の計画書

開発区域面積	適切な植栽が行われる土地の面積の合計（〔D〕+〔E〕+〔F〕）	〔B〕 / 〔A〕 × 100
〔A〕 m <sup>2</sup>	〔B〕 m <sup>2</sup>	%
内	ただし書基準（4）を適用する部分の面積	
	植栽が行われる土地の面積	〔C〕 × 5
	〔C〕 m <sup>2</sup>	〔D〕 m <sup>2</sup>
	適切な植栽が行われる土地の面積（〔C〕を除く）	
訳	樹木の本数に換算する場合の面積	
	樹木の種類	本数 （〔C〕に含まれる樹木は除く）
	高木	〔a〕 本
	中木	〔b〕 本
	低木	〔c〕 本
換算面積 〔a〕×10+〔b〕×2+〔c〕×0.4		〔F〕 m <sup>2</sup>

## 転回広場（私設管理道路）の廃止同意書

開発者 住 所

氏 名 様

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、上記の者が行う開発行為より、私が管理する  
転回広場（道路）の廃止を行うことに同意します。

年 月 日

同意者 住 所

氏 名 ①

（同意者が自署し、印は実印で押してください。）

転回広場（道路）の所在	横浜市 区
-------------	-------

※ 同意を得たことを証する書類として、当該土地の登記事項証明書及び印鑑証明書が必要になります。

## 避難通路（私設管理）の廃止同意書

開発者 住 所

氏 名 様

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、上記の者が行う開発行為より、私が管理する避難通路の廃止を行うことに同意します。

年 月 日

同意者 住 所

氏 名 ①

(同意者が自署し、印は実印で押してください。)

避難通路の所在	横浜市 区
---------	-------

※ 同意を得たことを証する書類として、当該土地の登記事項証明書及び印鑑証明書が必要になります。

## 開発行為に関する工事の許可申請の取下届

年 月 日	
(届出先) 横浜市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は名称・代表者の氏名) 電 話 ( )	
開発行為に関する工事の許可申請書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。	
受 付 番 号 受 付 年 月 日	第 開 号 年 月 日
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
取り下げの理由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) ※欄には記入しないでください。

### 実務従事証明書

（提出先）  
横浜市長

次の3欄の従事者（都市計画法第29条第1項の許可の申請に係る設計者）は、次の4欄の土木又は建築の技術に関する実務の経験を有する者であることを証明します。

1	証明年月日（作成年月日）	年 月 日				
2	従事者の勤務先 （証明者）	所在地				
		商号又は名称				
		代表者				
		電話				
3	従事者 （設計者）	氏名				
		生年月日	年 月 日			
4	従事者（設計者） の実務の経験 （その1）	実務に係る 技術の種別	<input type="checkbox"/> 宅地開発 <input type="checkbox"/> 土木 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 都市計画 <input type="checkbox"/> 造園			
		期間	年 月 日から 年 月 日まで （期間： 年 月）			
		職務内容				
		従事していた 主な設計内容	事業名称 （工事名称）	工事施行区域 の所在地	工事施行区域 の面積（㎡）	
5	従事者（設計者） の実務の経験 （その2）	実務に係る 技術の種別	<input type="checkbox"/> 宅地開発 <input type="checkbox"/> 土木 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 都市計画 <input type="checkbox"/> 造園			
		期間	年 月 日から 年 月 日まで （期間： 年 月）			
		職務内容				
		従事していた 主な設計内容	事業名称 （工事名称）	工事施行区域 の所在地	工事施行区域 の面積（㎡）	

(A4)

## 緊急連絡体制表

□許可番号	第	規 宅規 農規 森規 土規 開	号
	□確認番号	確認一工よこはま	
現場所在地	区		
申請者 工事主 築造主	住所		
	氏名		
工事施行者	商号又は名称		
	担当者(1) 氏名		連絡先 1 <sup>※1</sup>
			連絡先 2 <sup>※2</sup>
	担当者(2) <sup>※3</sup> 氏名		連絡先 1 <sup>※1</sup>
			連絡先 2 <sup>※2</sup>
	担当者(3) <sup>※3</sup> 氏名		連絡先 1 <sup>※1</sup>
		連絡先 2 <sup>※2</sup>	
設計者 <sup>※3</sup>	商号又は名称		
	担当者 氏名		連絡先 1 <sup>※1</sup>
			連絡先 2 <sup>※2</sup>

※1 連絡先は、緊急連絡先の電話番号とします。

※2 必要に応じ、別の緊急連絡先の電話番号を記入してください。

※3 必要に応じ、記入してください。

(注意)

記入した個人情報については、都市計画法による開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法による許可又は建築基準法による工作物（擁壁）確認を受けた工事に関する事項について、横浜市が工事施行者及び設計者に連絡するために使用し、それ以外の目的には使用しません。